

# 勤務実態に見合った手当の支給を！

## 外部監査の指摘は、高教組の従来からの主張とほぼ同じ結果となる

### 1 県立学校・県教委に対する包括外部監査で「指摘事項」4件、「意見」34件の報告

県立学校と県教委に対する公認会計士による外部監査の結果が、4月下旬に公表されました（対象期間は2022年度）。法令や規則に違反しているか、または著しく適切さを欠くと判断された「指摘事項」（県に是正・改善が必要と認められた事項）4件、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされた「意見」（県に是正・改善について検討を求める事項）34件が報告されました。

### 2 学校人事課に対して非常勤講師と事務職員の働き方2件を指摘

非常勤講師に対しては、授業準備、試験の作成・採点、成績処理等に従事した時間を含めた労働時間を明示し、その時間に対する対価を支払う仕組みを県教委が作成するよう求めています。付随する業務に対する報酬は、現状で同一校10コマ以上が年間3コマ分、4～9コマが年間2コマ分、2～3コマが年間1コマ分支給されることになっていますが、「設定した賃金が授業準備を含めて何時間分に対する賃金なのか示されていないため、準備時間等を含めた実勤務時間に見合った賃金が支給されているとは言い切れない状況となっている。」と指摘されました。

また、事務職員等労基法37条に規定が適用される職員に対しては、「在校等時間記録ファイル」に記載された在校等時間を再確認し、時間外勤務を命ずるべき勤務が含まれていれば、その時間に応じた時間外勤務手当を支払うよう求めています。「在校等時間記録ファイル」はそもそも勤務実態の把握や労安管理を円滑に進めるためのものですが、教員と違い、**事務職員等が法定労働時間を超えて労働した場合には、県が労基法37条の定める時間外勤務手当を支払う必要があります**。「時間外勤務を命じられた場合、その様式により支給」とされているため、命じられないのに残って働いているファジーな時間が存在します。働いているのであれば手当を、それ以外の時間（休暇や業務に関わらない作業、私的な用務等の時間）であれば「除外する時間」として整理する必要があります。※その他、県立高等学校に対しては、薬品の管理（管理簿作成と年に一度の棚卸について2校）と蔵書点検（早急に点検し、所在不明3年で除籍処理するよう1校）の指摘事項がありました。

### 3 部活動手当や非常勤講師のボーナスには言及せず

勤務実態に見合った手当というのなら、**3時間程度以上2700円しか支給されない部活動指導業務手当ほど勤務実態に見合っていない手当はありません**。国基準なので仕方がないと考えたのかもしれませんが、教員の自発的勤務だからといって、最低賃金法にも違反する低い手当の改善を求めないのは大いに問題です。GW中、休みも取らずに午前・午後と部活指導している人がいるという事実があるのに、見て見ぬふりをすることは許されません。また、国が会計年度任用職員制度を整備する際に期末手当の支給を求め、今年度からは勤勉手当の支給も可能になりましたが、**群馬県の非常勤講師でボーナスをもらっている人は一人もいません**。それは、同一校で週20時間以上勤務すること（1200分÷50分授業で24コマ以上）という高いハードルを県教委が設定しているからです。東京都が非常勤講師全員に期末手当も勤勉手当も支給しているのに比べると、大きな格差が生じています。国が決めたことをやらない県教委に対して何も改善を求めない姿勢は、会計年度任用職員の制度設計を知らないか無視しているとしか言いようがありません。高教組は外部監査の「指摘事項」に加えてこの2つについても県教委と交渉し、改善を求めています。

仕方がないを変えていこう 当たり前が実現できる職場にしよう

右のQRコードから、ご意見・ご感想フォームにつながります。  
みなさんのご意見やご感想をお寄せください。

